

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 6 年 3 月 8 日

収支等命令者

佐賀県政策部広報広聴課長 金子 暖

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和 6 年度知事広聴事業番組制作業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県政策部広報広聴課が指定する場所 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 過去 5 か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (6) 佐賀県内に本社、支社（支店）又は営業所を有し、県内従業員比率が 50%以上の者又は県内従業員数が 50 人以上の者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和6年3月15日(金)午後5時までに下記提出先に持参又は郵送(15日(金)午後5時までに必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号) 1部

イ 営業概要書(様式第2号) 1部

ウ 実績書(様式第3号) 1部

※事実を証明する書類として、契約書の写し、又は発注者の証明等を添付するとともに、業務内容がわかる書類(仕様書等)を添付すること。

エ 誓約書(様式第4号) 1部

(2) 提出先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 広報広聴課(広聴担当)

電話 0952-25-7351

E-mail kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年3月25日(月)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

3の提出先に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年3月8日(金)から3月15日(金)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

ただし、令和5年3月8日（金）から令和5年3月15日（金）午後5時まで電子メールにて質問を受け付けることとし、回答は電子メールにより同月25日（月）までに行います。この業務に関する質問は、3の担当課へ電子メールで送付してください。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和5年3月27日（水）午後1時
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁新館5階 政策部部内会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

6 入札保証金

(1) 入札書の提出期限までに、入札予定単価に年間見込数量を乗じた額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

(2) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

- ア 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）
- イ 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
- ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額
- エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）
- オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(3) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付が免除されます。

- ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積る契約金額の100分の5以上）を締結している者
- イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

7 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約単価に年間見込数量を乗じた額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記 6 (2) の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除し、契約を締結します。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に年間見込数量を乗じた額の 100 分の 10 以上）を締結したとき
 - イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。なお、無効入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で二以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

10 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あ

るときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

12 その他

詳細は入札説明書を参照してください。

なお、令和6年2月議会において、当該業務に係る予算が成立しない場合、この公告に掲げる手続きは中止します。中止する場合は、佐賀県ホームページにて公告を行います。

13 問合せ先

佐賀県 政策部 広報広聴課（広聴担当）

電話 0952-25-7351

E-mail kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp